

令和2年度 文教委員会資料②

【議案第7号】

川崎市個人市民税の控除対象となる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の概要

資料 2 新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和3年2月10日)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の概要

法改正の背景

- 直近の改正である平成28年改正法に規定された見直し条項の時期（施行から3年）
- 関係団体から、NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減してほしいとの要望・意見



① 設立の迅速化

現状 縦覧期間（1月）+ 認証決定までの期間（2月）

縦覧期間の短縮により、
認証までの期間も短縮

② 個人情報保護の強化

現状 住所等を明記して役員名簿等を公表・縦覧・閲覧

個人の住所等の記載を
除いて公表・縦覧・閲覧

③ 事務負担の軽減

現状 毎事業年度における書類の提出が過度の負担

提出書類を削減して
法人の事務負担を軽減

縦覧期間の短縮 【①設立の迅速化】

- 設立認証の申請の必要書類の縦覧期間を、「1月間」から「2週間」に短縮する。
- 所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用等により公表する。
⇒ この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行うものとする。
- 申請書や添付書類に不備がある場合の補正期間を、「2週間」から「1週間」に短縮する。

住所等の公表等の対象からの除外 【②個人情報保護の強化】

- ◇ 設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
 - ◇ 請求があった場合にNPO法人（認定・特例認定）が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」
 - ◇ 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」
- これらについて、個人の住所・居所についての記載の部分を除く。

NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減 【③事務負担の軽減】

- 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。
（※ 引き続き、「書類の作成」・「事務所への備置き」・「事務所における閲覧」については、義務とする。）
- 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。

その他

- 改正法は令和3年6月9日から施行する。
- NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定を設ける。
- その他所要の規定の整備を行う。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(申出等)</p> <p>第3条 市内において特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）を行っている特定非営利活動法人は、地方税法第314条の7第12項の規定による申出を市長に対してすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、所轄庁（特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）が市長である特定非営利活動法人（以下「市認証法人」という。）にあっては、第4号から第6号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。</p> <p>(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 次条第1項各号（認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）にあっては、次条第1項第1号及び第5号）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p>	<p>(申出等)</p> <p>第3条 市内において特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）を行っている特定非営利活動法人は、地方税法第314条の7第3項の規定による申出を市長に対してすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、所轄庁（特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）が市長である特定非営利活動法人（以下「市認証法人」という。）にあっては、第4号から第6号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。</p> <p>(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 次条第1項各号（認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）にあっては、次条第1項第1号及び第5号）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p>

改正後	改正前
<p>(4) 直近の事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）</p>	<p>(4) 直近の事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）</p>
<p>(5) 役員名簿（特定非営利活動促進法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。）</p>	<p>(5) 役員名簿（特定非営利活動促進法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。）</p>
<p>(6) 定款等（特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する定款等をいう。）</p>	<p>(6) 定款等（特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する定款等をいう。）</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 市長は、第1項の申出があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用<u>その他の規則で定める方法</u>により公表するとともに、第3項第2号から第6号まで（当該申出をした特定非営利活動法人が市認証法人である場合にあっては、同項第2号及び第3号）に掲げる書類（同項第2号、第4号及び第5号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第2号において「<u>特定申出添付書類</u>」という。）を、第2項の申出書を受理した日から<u>2週間</u>、規則で定める場所において公衆の縦覧に供するものとする。</p>	<p>5 市長は、第1項の申出があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を<u>公告し、又はインターネットの利用</u>により公表するとともに、第3項第2号から第6号まで（当該申出をした特定非営利活動法人が市認証法人である場合にあっては、同項第2号及び第3号）に掲げる書類<u>を</u>、第2項の申出書を受理した日から<u>1月間</u>、規則で定める場所において公衆の縦覧に供するものとする。</p>
<p>(1) 申出のあった年月日</p> <p>(2) <u>特定申出添付書類に記載された事項</u></p>	<p>(1) 申出のあった年月日</p> <p>(2) <u>申出に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</u></p>
<p>6 <u>前項の規定による公表は、第1項の申出をした特定非営利活動法人が、指定特定非営利活動法人となった日までの間、又は市長が定める日までの間、行うものとする。</u></p>	<p>【追加】</p>

改正後	改正前
<p>(指定特定非営利活動法人の基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人とするための手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、<u>当該書類(ア、イ(前条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。))又はウ(第10条第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。))に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</u>を主たる事務所及び市内の事務所(市内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。以下同じ。)において閲覧させること。</p> <p>ア 事業報告書等</p> <p>イ 前条第3項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる書類</p> <p>ウ 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第4項の書類</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(指定特定非営利活動法人の基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人とするための手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、<u>これを主たる事務所及び市内の事務所(市内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。以下同じ。))</u>において閲覧させること。</p> <p>ア 事業報告書等</p> <p>イ 前条第3項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる書類</p> <p>ウ 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第4項の書類</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(書類の備置き、閲覧等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>(書類の備置き、閲覧等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 前事業年度の寄附者名簿</p> <p>(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類</p> <p>3～5 略</p> <p>6 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等</p> <p>(2) 第3条第3項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は第4項の書類</p>	<p>(1) 前事業年度の寄附者名簿</p> <p>(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類</p> <p>3～5 略</p> <p>6 指定特定非営利活動法人は、次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等</p> <p>(2) 第3条第3項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は第4項の書類</p>
<p>7 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項第1号、第2号（第3条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。）又は第3号（第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類を閲覧させるときは、前項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、<u>個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。</u></p>	<p>【追加】</p>
<p>8 第6項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の閲覧に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第4項の規定による書類（同条第2項第2号及び第3号並びに同条第3項の書類に限る。）の閲覧をもって、<u>第6項</u>の規定による同項第3号に掲げる書類（第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第4項の書類に限る。）の閲覧に代えることができる</p>	<p>7 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の閲覧に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第4項の規定による書類（同条第2項第2号及び第3号並びに同条第3項の書類に限る。）の閲覧をもって、<u>前項</u>の規定による同項第3号に掲げる書類（第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第4項の書類に限る。）の閲覧に代えることができる。</p>
<p>9 指定特定非営利活動法人は、第4条第1項第5号ア及びイに掲げる書類に係る電磁的記録について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。</p>	<p>8 指定特定非営利活動法人は、第4条第1項第5号ア及びイに掲げる書類に係る電磁的記録について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等及び前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類<u>(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)</u>を市長に提出しなければならない。ただし、同条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第11条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等及び前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類____を市長に提出しなければならない。____</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>(書類の公開)</p> <p>第12条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた次に掲げる書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、<u>当該書類(第1号、第2号(第3条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。))又は第3号(第10条第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。))</u>に掲げる書類については、これらに記載された事項中、<u>個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</u>を閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等(過去5年間に提出を受けたものに限る。)</p> <p>(2) 第3条第3項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は同条第4項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)</p>	<p>(書類の公開)</p> <p>第12条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた次に掲げる書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、<u>これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</u></p> <p>(1) 事業報告書等(過去5年間に提出を受けたものに限る。)</p> <p>(2) 第3条第3項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類又は同条第4項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(規則で定める規模の特定非営利活動法人の基準等の特例)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定により基準の一部の適合が免除された特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人となったときは、第10条第2項第2号及び第3号、第4項、第6項第3号(同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに同条第4項の書類に限る。)並びに第9項並びに第11条第1項(第10条第2項第2号及び第3号に掲げる書類に限る。)及び第4項の規定は、適用しない。</p>	<p>(規則で定める規模の特定非営利活動法人の基準等の特例)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定により基準の一部の適合が免除された特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人となったときは、第10条第2項第2号及び第3号、第4項、第6項第3号(同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに同条第4項の書類に限る。)並びに第8項並びに第11条第1項(第10条第2項第2号及び第3号に掲げる書類に限る。)及び第4項の規定は、適用しない。</p>
<p>(電磁的記録による備置き等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、第10条第6項及び第7項の規定による書類の閲覧については、<u>これらの規定にかかわらず</u>、規則で定めるところにより、書類の閲覧に代えて当該書類に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧をさせることができる。</p>	<p>(電磁的記録による備置き等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、第10条第6項<u> </u>の規定による書類の閲覧については、<u>同項の規定にかかわらず</u>、規則で定めるところにより、書類の閲覧に代えて当該書類に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧をさせることができる。</p>
<p>(指定特定非営利活動法人に該当しないこととする事由等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法第29条又は第9条第1項、第10条第1項、第2項、第4項、第6項若しくは第9項若しくは第11条第1項若しくは第4項の規定を遵守していないとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>(指定特定非営利活動法人に該当しないこととする事由等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法第29条又は第9条第1項、第10条第1項、第2項、第4項、第6項若しくは第8項若しくは第11条第1項若しくは第4項の規定を遵守していないとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>